

スポーツ及び文化・芸術成績優秀者等の表敬訪問に関する基準

(目的)

第1条 スポーツ及び文化・芸術の奨励と振興を図るために、スポーツ及び文化・芸術分野において、全国大会や国際大会に出場するなど優秀な成績等を収めた個人または団体（以下、個人または団体を「者」という。）に対して、表敬訪問の受入基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 表敬訪問とは、全国大会等に出場する予定である者又は当該大会等において優秀な成績を収めた者、功労顕著な事績を有し表彰を受けた者が、その報告のために町長・教育長を訪問することをいう。

(対象者)

第3条 表敬訪問の対象者は、別表1に定める大会出場時点において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 岡垣町内に在住している者
- (2) 町長が特に必要と認める者

(受入先)

第4条 表敬訪問の受入先は、町長及び教育長とする。

(対象内容)

第5条 表敬訪問の対象内容は、別表1のとおりとする。

別表1（第5条関係）

項目	内容
<p>出場報告 ※大会出場前のみ</p>	<p>【スポーツ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県大会又は九州大会の地区予選を経て出場する日本スポーツ協会加盟団体等（※1）が主催又は共催する全国大会 <p>※1：各県に支部等を有する国内を代表する競技連盟を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本スポーツ協会加盟団体等が主催又は共催する大会のうち、厳格かつ明確な基準により推薦され出場する全国大会 ・日本スポーツ協会加盟団体等が選手を派遣する国際大会 <p>【文化・芸術】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省又は文化庁が主催又は共催する大会のうち、地方予選を経て出場し、又は厳格かつ明確な基準により推薦され出場する全国大会。 ・国及び地方公共団体、その他これらに準ずる機関（政治団体、宗教団体、流派団体等を除く。）、新聞社等が主催する全国大会のうち、地方予選を経て出場し、又厳正かつ明確な基準により推薦され出場する全国大会
<p>大会結果報告</p>	<p>上欄の大会に出場して、次の成績を収めた者</p> <p>全国大会（個人・団体） 3位以上又は同等の順位</p> <p>国際大会（個人・団体） 入賞以上又は同等の順位</p>
<p>その他</p>	<p>その他町長が特に必要と認めるもの</p>

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。